

# 牟田事務所 許可可通信

<http://mutajimusyo.com> 2019.01

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

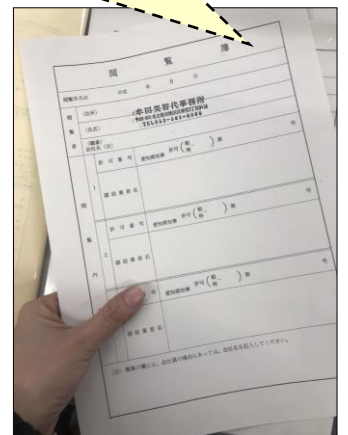
## ～閲覧代行～

これを書いて出すと県の職員が  
申請書を貸してくれます(^\_^)

出会いの春がやってきます、新しい取引先さんや最近よく聞く下請けの下請…。ちょっと気になりませんか？

牟田事務所では閲覧代行はじめました。「は？なんそれ？」という方にご説明。皆様の会社にある建設業許可関係書類は、各所轄の行政で閲覧することが出来ます。閲覧って言葉分かりにくいですよ。

簡単に言うと**申請書の立ち読み**ができます、持ち帰りやコピーは出来ないの  
で図書館とは言えませんが、**転記するための机はありますよ。**



毎年、決算終了後に牟田事務所がきて、工事実績を聞かれて、決算書も渡して、専用の様式に書き込んだ書類を印鑑とりに来ますよね？「事業年度終了届」立ち読みできます。

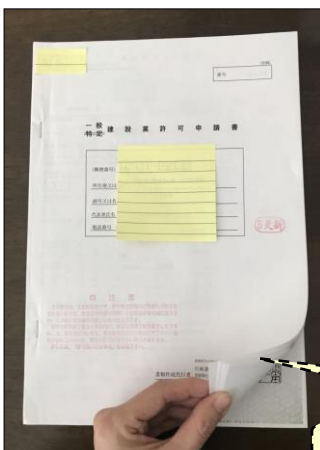
**知らない行政書士の先生からダイレクトメール来てませんか？**

**どうやって我が社のことを知ったんでしょうね？ やっぱり、ズバリ、立ち読みされてます。**

ちなみに当所は「お客様の手を煩わせない方法」をいつも選んでいます。

例えば**国家資格者**に関しては記載が無くても申請は通ります。罰則もありません。

しかし他社からの**見栄えを重視されるのであれば資格者全員の名前を書き連ねることも出来ます。**



ただし入退社のたびに届け出が必要ですよ（御依頼をお忘れなく）。ご相談ください。**あの会社に発注して良いかどうか？判断に迷ったら、こっそりお電話ください。**

※許可関係書類の閲覧で分かること※

保有許可、決算内容、直前1年の主たる工事、役員数、従業員数（外注除く）、資本金、資格者、資格の情報（実務なのか建築士なのか…）創業以来の社歴などなど

貸してもらえるものは、正本まるごと一冊。これはイメージで、  
実際は付箋の欄に会社情報が記載されています。

## ★運送業★

### ◎ 昨年はこちらの改正がありました

#### ◎7月1日より行政処分の処分量定が引き上げ

##### ・乗務時間等告示遵守違反

現状の告示遵守違反に加えて、

拘束時間及び休日の限度に関する違反が確認された場合は下記の日車が増算される。

未遵守 1件 10日車 / 未遵守2件以上 20日車

##### ・疾病、疲労等のおそれのある乗務

健康診診断未受診者 1名 警告 / 2名 20日車 / 3名以上 40日車

##### ・社会保険未加入

1名 警告 / 2名 20日車 / 3名以上 40日車

加えて、行政処分により停止させる車両の割合が最大5割に引き上げられました

改善基準告示未遵守

31件以上で

監査課フル稼働！  
毎年10月は監査強化月間☆

#### ◎10月1日より法定3か月点検の項目が追加

まだ記憶に新しいと思いますが、2017年10月18日岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤが高速道路上に落下し、親子2人が死亡した事故。

→法定3か月点検の項目に下記の内容が追加された！ 我が社はOKですか？

#### (1) 自動車点検基準の一部改正

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車の3か月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷、取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷



安全  
運転

#### (2) 自動車の点検及び整備に関する手引

(1)により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などによる点検 等

#### ◎乗務前点呼に睡眠不足の確認項目が追加

徳島県鳴門市の徳島自動車道下り線で2017年8月25日、路肩に停車中のマイクロバスに大型トラックが追突し、16人が死傷した事故が発生。事故を起こし逮捕された運転手は、居眠り運転などで前方不注意になっていたとのこと。

貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正され6月1日より、乗務前点呼時の確認事項に睡眠不足の確認という項目が追加された。点呼簿はOKですか？

今年も、いち早い情報をお伝えします！よろしくお願ひ致します。 担当：池田 早稀

運送業 行政処分、2月14日(木)17:00~19:00勉強会します。

現場の話もたくさんお伝えします。ご興味のある方はご一緒しませんか。

## ★産廃業★

### 建築基準法第 51 条ただし書き

2019 年 牟田事務所では「建築基準法第 51 条ただし書き」許可を複数件お手伝いさせていただきます。例の「…ただし書き許可」です。処分業をされている事業所様であれば一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか？

原則、廃プラスチック類や木くずの破碎、汚泥の脱水や廃油の油水分離施設など廃棄物処理施設の新築や増築をするには、その位置について建築基準法で限定されており、これに反して廃棄物処理施設の設置を行うことはできません。

原則ということは例外が・・・？

要件をクリアすれば、施設として事務所等建物も新築又は増築することができます。

市街化調整区域でも行けちゃいます。事業を行うことができるんです。凄いなあ～

※ちなみに愛知県内では年に 2 回の都市計画審議会のうち 1 件あるかないか？のレアな許可です。

■「建築基準法第 51 条ただし書き」って…立地の要件(前面道路幅員を含む)、交差点か

らの距離、もちろんミニアセス(生活環境調査)も必要です。敷地内では、隣地境界からの距離や緑化率等も厳しく定められています。とても一筋縄ではいきませんが、出来ないものが出る！

頑張っって県や市町行政・地域住民の皆さんを説得しちゃいます！

仕事の醍醐味で～す

担当：依田

## 建設リサイクル法

建設工事現場等から発生する廃棄物を資源として有効活用するために、2000 年 5 月に制定された「建設リサイクル法」。制定に伴い、建設工事に伴い廃棄されるコンクリート等の“特定建設資材廃棄物”の再資源化が義務化されました。しかしながら、運用開始から 20 年が経つ中で制定当時と排出状況が変わり、規制対象以外の廃棄物についても課題を抱えています。こうした状況を受け、昨年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。お馴染みの「石膏ボード」や分別困難な「複合材料」が今後の規制対象として挙がっており、国として 2025 年までにこれらの資材の課題解決に向け取り組むことが表明されました。再生資源化シンポジウムにおいても排出量が増加している石膏ボードの問題が活発に取り上げられるなど、昨年は様々な動きがあった建設リサイクル法、今年も大注目です。



現在も不法投棄の大部分を占める建廃(ケンパイ)、廃掃法でも取扱いが詳細に定められており、適正処理推進に注力されています。元請となる建設業者さんは、一番心配されておられる部分ですね。

建廃と建設リサイクル法、1 月 31 日(木)17:00~19:00 勉強会します。

ご興味のある方はご一緒しませんか。また、現場の話も教えていただくと嬉しいです。

## 相続法改正 2019年1月～

### 配偶者居住権

これまでは相続財産に自宅が含まれている場合、最終的に遺産の分割を解決するにはそれまで住み続けていた土地や家屋を処分して現金で分配しなければなりません。

もし配偶者が高齢となっても、遺産相続のために自宅を離れなければならなかったのです。相続人となった配偶者本人が亡くなるまで、自宅にそのまま住み続けることができる権利が新設されました。



### 特別寄与料制度

従来、相続人でなければ、どんなに亡くなった人の介護や世話をしても相続分や寄与分が認められませんでした。だからといって、相続人である配偶者や子がお嫁さんに相続財産から金銭を渡すかといえば法的にはそうではありません。

よくある嫁が夫の老親の介護や世話をしていた場合、義親の介護をしたお嫁さんのような親族を特別寄与者に当てはめて、相続したもうひとりの義親や夫、その兄弟に金銭を支払うよう請求できるようになりました。

### 自筆証書遺言

遺言書を自分で作成する場合、現状は自筆ですべて書く必要があります。

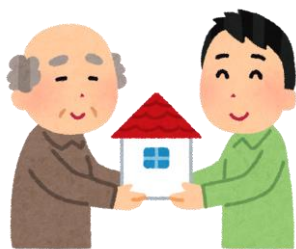
ただ、遺産となる財産が多いような人は、土地や家屋の不動産表示から金融機関の預金口座の指示まですべて手書きするのはとても大変です。そこで、自筆証書遺言のうち**相続財産の目録については自筆でなくてもOK**となります。

ただし、それ以外の遺言書の内容は、今まで通りすべて自署しなければならないので注意が必要です。

### 遺産分割前の払戻し制度

今までの相続法では、亡くなった後の葬儀費用や残された家族の生活費などの緊急に必要となるお金についても、遺産分割が終了するまでは金融機関から引き出しができないという問題がありました。そこで、遺産分割前の預貯金であっても、単独の相続人によって**一定の金額**までなら**相続人が金融機関の窓口で直接払戻しを受ける**ことができる制度が新設されます。

このほか家庭裁判所の手続きを経て、上限金額なしに払い戻しを受ける制度も新設されます。



どれも少子高齢化が改正の背景にあります。相続発生時に残された被相続人の配偶者や子供なども相続人が高齢化してきています。そのため、特に残された配偶者の生活保護をどのように行っていくのかということが大きな問題になり始めています。

2007年に生まれた人の半分が107歳まで生きるっていうから、想像したら大変ですよ～